R8.10.1 乙部町教育委員会作成

学校と家庭・地域との良好な関係づくりのために

令和８年１０月１日から、カスタマーハラスメントの防止措置が学校設置者を含む事業主の義務となりました。

乙部町立乙部小・中学校の設置者である乙部町（教育委員会）では、教職員が安心して教育活動に取り組める環境を整えるとともに、学校と家庭・地域が相互に理解し、信頼関係を築きながら、子どもたちの成長を支えていくことを大切にしています。

この度、乙部町教育委員会は、別に定める「学校と家庭・地域との良好な関係づくりのための基本方針」を作成しました。

学校の教育活動を進めるに当たって、**教職員・保護者・地域住民の皆様は、子どもたちの成長を支える大切なパートナー**です。それぞれの立場や役割を理解し、互いに尊重し合いながら、良好な関係を築いていくことが重要です。

乙部町の子どもたちが安心して学び、健やかに成長できるよう、皆様のご理解とご

「教職員」「保護者」「地域住民」お互いに大切にしていただきたいこと

1 子どもの意向が大切
子どもたちの成長と幸せを第一に考え、一人ひとりの思いを大切にしましょう

2 対話・理解・信頼
様々な課題について、丁寧な対話を通じて相互理解と信頼を深めましょう

3 リスペクト（尊重）
お互いの立場や役割を 尊重し、子どもたちの成長 を支えていきましょう

良好な関係づくりに向けた具体的な取組

○ 子どもたちの成長に**必要な情報を適切に共有**します。
○ 面談や相談等は、子どもたちのために解決すべき**課題を明確**にして行います。
○ 面談や相談等は、対応する職員や時間など、**一定のルールに基づいて実施**します。
○ 課題の解決に向けて、必要に応じて福祉・医療・警察等の**関係機関**や、心理・法律等の**専門家とも連携**します。
○ 子どもたちの模範となるよう、**社会通念に則った行動**を徹底します。

教育活動の主体である教職員が特に心がけること

○ 子どもたちの権利を尊重する視点を大切にします。
○ 相手の話をよく聴き、受け止め、共感する姿勢で対応します。
○ 事実や根拠に基づき、分かりやすい言葉で説明します。
○ 簡潔かつ丁寧に伝え、相互の認識に行き違いが生じないようにします。
○ 意見や要望を真摯に受け止め、適切な対応に努めます。

乙部町教育委員会では、今後も学校・家庭・地域が互いに信頼し、協力し合える環境づくりを進めてまいります